

リフォーム等支援事業補助対象工事一覧表

【補助の対象となる工事】

区 分	内 容
屋根の葺き替え、塗装等の外装工事	瓦替え等
	外壁塗装等
	樋（とい）の取替え等
壁紙の張替え、間取りの変更、床、天井等の内装工事	クロスの張替え等
	間取りの変更
	床の改修、フローリング工事、床暖房等
	天井の張替え等
防音、断熱化工事	防音化工事
	断熱材による断熱化等
建具、畳、ふすま、窓ガラス、サッシ工事	建具工事、ドア等の取替え
	畳の入替え、表替え、その他の畳工事
	ふすまの取替え・張替え、障子の取替・張替え
	窓ガラス及びサッシ等の取付、取替工事
バルコニー等の設置又は補修工事	バルコニー、ウッドデッキ等の設置又は補修工事
バリアフリー対応型住宅改修工事	便器の洋式化（便座のみの取替は対象外）
	床の段差解消、手すりの設置等
浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事	浴室改修工事、システムバス等（ボイラーのみの取替は対象外）
	台所改修、システムキッチン（IHコンロのみの取替は対象外）
	トイレの改修工事（便座のみの取替は対象外）
	洗面台の改修
倉庫、車庫等を住宅に供するための工事	住宅と一体化した建築物（倉庫、車庫等）を居室にするための工事（カーポート、物置等の単体工事は対象外）
リフォーム工事に伴う照明器具（LED等）の設置工事	配線工事等を伴うLED照明器具等の設置工事
下水道接続工事	下水道接続工事、住宅から公共桝までの配管工事
廃屋の解体、撤去及び処分を行う工事	廃屋の解体、撤去及び処分を行う工事及び解体に伴う塀の撤去、樹木伐採、浄化槽解体などの付帯工事

【補助の対象とならない工事】

外構工事、省エネを主たる機能とした機材の設置などの工事、物品及び機器など容易に設置又は取替ができるものなど家屋のリフォームに該当しないとみなされる工事。ただし、補助対象となる工事に必要な付帯工事であり、かつ、分別が困難な電気配線工事、配管工事については補助対象として計上することができる。

- 対象外工事の例
- * カーポート、物置などの設置又は改修工事
 - * 車庫、物置、倉庫などの改修、解体、撤去工事（廃屋の解体に伴うものを除く）
 - * 舗装、排水、門、塀などの改修工事
 - * 庭園の造園、植栽など
 - * ソーラーパネル、太陽熱温水器（天日）、エコキュートなどの設置工事
 - * 家電製品などの設置又は取替のみの工事（テレビ、冷暖房機器、ガスコンロ、IHコンロ、給湯器、温水洗浄便座、照明器具など）
 - * 室内装飾品（カーテン、ブラインドなど）の取替
 - * しろあり駆除、防除のための薬剤散布などの工事
 - * 土地の売却、家屋の建替えを目的とした解体、撤去工事